

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第408会計隊春日井派遣隊長 赤塚 弘樹

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
5QHY10G00020		5RSL1CW0004 0001								
品名 または 件名										
事業系一般廃棄物の収集・運搬及び処分 ほかに1件										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
予定数量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
57,000.00	KG									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
春日井駐業				陸上自衛隊春日井駐屯地						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
業務隊管理科施設管理綾戸事務官 3 7 2				令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）						

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊で使用する入札及び契約心得並びに標準契約書によるものとし、会計隊事務室に備え付ける。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和7年3月19日（水）9時15分 春日井駐屯地会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 違約金について
落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約条項について
陸上自衛隊で使用する入札及び契約心得並びに標準契約書は、陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページに掲載しています。
- (3) 別紙のとおり
- (4) 落札決定方式
件名別の予定総価とするも契約締結は、入札単価×予定数量の単価契約とする。

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び、第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 「令和07・08・09年度 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」D級以上かつ競争参加地域「東海・北陸」の資格を有する者であること（入札参加時においては、令和04・05・06年度の競争参加資格を受けており、令和07・08・09年度も引き続き資格を申請して認められることを前提とする。申請の結果、規定の資格を有しない場合には入札参加は無効となる。）」
- (3) 防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進について、入札参加者は、入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行うものとする。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基く指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2 落札決定方法

- (1) 単価決定（消費税抜）
- (2) すべての品目について同等品は可とするが、同等品で見積もる場合は、入札日前日までに承認を受けるものとする。
- (3) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。（同価の場合は抽選決定）
- (4) 入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）。なお、軽減税率を適用する物品については、入札書に記載された金額に8%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）。

3 仕様書及び入札書の配布

当会計隊事務室にて配布する。

4 入札及び契約条件

違 約 金：落札者が契約を結ばない場合、落札金額の100分の5以上、落札者が契約締結後その義務を履行しないときは契約金額の100分の10以上を徴収する。

5 入札の無効

- (1) 第1項で示した入札資格のない者の入札、入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合。
- (2) 指定の時間に遅れた入札。

- (3) 入札金額及び入札者氏名が判明し難い入札。
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (5) 入札書の内容の訂正に押印、若しくは署名のないもの及び親金額の訂正
- (6) 同一業者がした2以上の入札

6 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び単価契約に関する特約条項とする。

7 契約書の作成

落札決定後、速やかに作成する。(契約金額が50万円未満の場合は作成省略)

8 公告掲示場所

本公告は、陸上自衛隊春日井駐屯地、守山駐屯地、久居駐屯地、豊川駐屯地各会計隊ほか中部方面会計隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/> に掲示してあります。

下記QRコードからでも閲覧が可能です。



9 その他

- (1) 電信・電話、FAXによる入札は認めないが指定期日内の郵便による入札は可とする。尚、郵便入札の締切は入札日直前の平日までとする。
- (2) 再度入札になった際は、別途通知する。
- (3) 入札参加者は資格審査結果通知書(写)を入札日の前日までに郵送又はFAXにより提出する。
- (4) 代理人による入札の場合は、入札執行に先立ち委任状を提出すること。(書式は随意)
- (5) 市場価格調査にご協力ください。
- (6) 入札に関する事項の問い合わせ先

〒486-0803

愛知県春日井市西山町無番地 陸上自衛隊春日井駐屯地

TEL 0568-81-7183

FAX 0568-81-9072

入札関係 担当：尾方 (内線377)

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号			5QHY10G00020														
NO	調達要求番号		物品番号				単	位	数	量	単 価	金 額	銘 柄	納 地		指定	
	品 名						使用期限等	引 渡 場 所									
	部品番号 または 規格							搬 入 場 所		検 査							
	使用器材名				仕様書番号			納 期		包 装							
1	5RSL1CW0004	0001					KG		57,000.00				春日井駐業				
	事業系一般廃棄物の収集・運搬及び処分							陸上自衛隊春日井駐屯地									
	仕様書のとおり							業務隊管理科施設管理綾戸事務官 3 7 2									
								令和7年4月1日～令和8年3月31日									
2	5RSL1CW0004	0002					KG		36,000.00				春日井駐業				
	産業廃棄物の収集・運搬及び処分							陸上自衛隊春日井駐屯地									
	仕様書のとおり							業務隊管理科施設管理綾戸事務官 3 7 2									
								令和7年4月1日～令和8年3月31日									
					- 以 下 余 白 -												

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物 品 番 号	仕 様 書 番 号
事業系一般廃棄物の収集・運搬及び処分	大 臣 承 認
	令和 年 月 日
	作 成
	令和 年 月 日
	変 更
	令和 年 月 日
	作成部隊等名
	春日井駐屯地業務隊

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊春日井駐屯地における「事業系一般廃棄物の収集・運搬の役務（以下「役務」という）」について規定する。

2 役務に関する要求

(1) 役務場所

陸上自衛隊春日井駐屯地内ごみ集積場所（春日井市西山町無番地）

(2) 役務期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

(3) 役務概要

本役務は、陸上自衛隊春日井駐屯地が排出する事業系一般廃棄物を収集、春日井市の廃棄物処理施設へ運搬し、法令等に基づき適正に処分するものとする。

(4) 排出予定数量

役務期間内の総排出予定数量は次のとおりとする。

種類	排出予定数量(kg)
事業系 一般廃棄物	5 7, 0 0 0

(5) 事業者の指定

請負業者は、春日井市の一般廃棄物収集・運搬業の許可を受けている業者とする。

(6) 収集要領

ア 収集日

収集日は週 2 回（月曜日、木曜日）0 9 0 0～1 0 0 0 を基準とする。集積日が祝祭日の場合は、翌平日に振替収集するものとし、年末年始等閉庁する場合及び収集不能な事象が発生した場合は調整による。

イ 収集日以外の収集

突発的または大量に排出する場合で、収集日に処理できない時は、調整により臨時で依頼することがある。

ウ 排出量の確認

収集の際、現地で監督官と相互に排出量を確認するものとする。

(7) 運搬要領

駐屯地での収集後、廃棄物処理施設へ直接運搬するものとし、途中の積替えは行わず、駐屯地が排出したもの以外いかなる廃棄物も混入させてはならない。

3 監督・検査

監督・検査は契約担当官が定める監督・検査実施要領によるほか、請負業者は月ごとの処分量を明らかにした明細書を作成し、処理施設の発行する計量伝票とともに提出し、数量確認をもって完了とする。

4 その他の指示

(1) 法令の遵守

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び春日井市条例並びにその他関係法令等を遵守するものとする。

(2) 事業範囲の証明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可証の写し及び春日井市の発行する許可証の写しを契約締結後、すみやかに契約担当官に提出すること。許可事項に変更があった場合には、すみやかに変更後の許可証の写しを提出すること。

(3) その他

ア 駐屯地の規則に基づき契約締結後、すみやかに収集のため入門する者について「常時入門許可証申請書」を提出し、あらかじめ入門の許可を受けるものとする。

イ 駐屯地内での行動（入門手続、車両運行など）は、当該駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入を禁止する。

ウ 本契約の履行に際し、駐屯地内の施設等に損害を与えないように十分注意して実施するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び駐屯地関係者に報告するとともに、請負業者の負担において原型に復旧するものとする。

(4) 仕様書等に関する疑義

請負業者は、この仕様書について疑義が生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部について疑義が生じた場合は、監督官の指示を受けるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
産業廃棄物の収集・運搬及び処分	大 臣 承 認	令和 年 月 日
	作 成	令和 年 月 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	春日井駐屯地業務隊

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊春日井駐屯地における「産業廃棄物の収集・運搬の役務（以下「役務」という）」について規定する。

2 役務に関する要求

(1) 役務場所

陸上自衛隊春日井駐屯地内ごみ集積場所（春日井市西山町無番地）

(2) 役務期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

(3) 役務概要

本役務は、陸上自衛隊春日井駐屯地が排出する産業廃棄物を収集・運搬し、法令等に基づき適正に処分するものとする。

(4) 排出予定数量

役務期間内の総排出予定数量は次のとおりとする。

種類	排出予定数量(kg)
産業廃棄物	3 6 , 0 0 0

(5) 事業者の指定

請負業者は、法令に基づき愛知県の産業廃棄物収集・運搬業の許可を受けている業者とする。

(6) 収集要領

ア 収集日

収集日は週 2 回（月曜日、木曜日）0 9 0 0～1 0 0 0 を基準とする。集積日が祝祭日の場合は、翌平日に振替収集するものとし、年末年始等閉庁する場合及び収集不能な事象が発生した場合は調整による。

イ 排出量の確認

最終処分終了の都度、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）B 2、D、E 票」を監督官に送付すること。

(7) 運搬要領

駐屯地での収集後、廃棄物処理施設へ直接運搬するものとし、途中の積替えは行わず、駐屯地が排出したもの以外いかなる廃棄物も混入させてはならない。

3 監督・検査

監督・検査は契約担当官が定める監督・検査実施要領によるほか、請負業者は月ごとの処分量を明らかにした明細書を作成し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と整合し、数量確認をもって完了とする。

4 その他の指示

(1) 法令の遵守

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令等を遵守するものとする。

(2) 事業範囲の証明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等法令に基づき県知事等から許可された「産業廃棄物収集運搬業許可証」、「産業廃棄物処分業許可証」その他必要と認める許可証等の写しを契約締結後、すみやかに契約担当官に提出すること。許可事項に変更があった場合には、すみやかに変更後の許可証の写しを提出すること。

(3) その他

ア 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、請負業者側で準備する。

イ 駐屯地の規則に基づき契約締結後、すみやかに収集のため入門する者について「常時入門許可証申請書」を提出し、あらかじめ入門の許可を受けるものとする。

ウ 駐屯地内での行動（入門手続、車両運行など）は、当該駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入を禁止する。

エ 本契約の履行に際し、駐屯地内の施設等に損害を与えないように十分注意して実施するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び駐屯地関係者に報告するとともに、請負業者の負担において原型に復旧するものとする。

(4) 仕様書等に関する疑義

請負業者は、この仕様書について疑義が生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部について疑義が生じた場合は、監督官の指示を受けるものとする。

市 場 価 格 調 査 書

調達要求番号	5RSL1CW0004
契約実施計画番号	5QHY10G00020

提出期限：令和7年3月17日（月）10時00分

下記のとおり、市価調査にご協力をお願い致します。 各項目に記入の上、
FAX（0568-81-9072）により送信をお願い致します。 陸上自衛隊春日井駐屯地会計隊 担当：尾方

※市場価格とは 市場の中での取引価格であり、入札（見積）する金額とは異なりますのでご注意ください。
--

分任契約担当官陸上自衛隊春日井駐屯地
第408会計隊春日井派遣隊長 赤塚 弘樹 殿

住所・会社名・代表社名・担当者氏名・担当者連絡先

金額 ￥ 単価契約

（各金額には消費税を含まない） （単位：円）

品 名	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	担当者	調達要求番号
事業系一般廃棄物の収集・運搬及び処分	仕様書のとおり	KG	57,000.00			春日井駐業 陸上自衛隊春日井駐屯地 業務隊管理科施設管理課戸事務官372	5RSL1CW0004
産業廃棄物の収集・運搬及び処分	仕様書のとおり	KG	36,000.00			春日井駐業 陸上自衛隊春日井駐屯地 業務隊管理科施設管理課戸事務官372	5RSL1CW0004
以下余白							
合 計							
納入（履行）場 所	陸上自衛隊春日井駐屯地		納 期（履行期限）		令和7年4月1日～令和8年3月31日		
契約保証金	免 除		入札（見積）書有効期間		令和8年3月31日		

入 札 書

調達要求番号	5RSL1CW0004
契約実施計画番号	5QHY10G00020

金額 ￥ 単価契約

(消費税及び地方消費税を含まない。)

提出期限：令和7年3月19日(水) 09時15分

品 名	規 格	単位	数 量	単 価	金 額
事業系一般廃棄物の収集・運搬及び処分	仕様書のとおり	KG	57,000.00		
産業廃棄物の収集・運搬及び処分	仕様書のとおり	KG	36,000.00		
以下余白					
合 計					
納入（履行）場 所	陸上自衛隊春日井駐屯地		納 期 (履行期限)	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
契約保証金	免 除	入札（見積）書有効期間		令和8年3月31日	

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和7年3月19日

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第408会計隊春日井派遣隊長
赤塚 弘樹 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。